

令和5年1月30日
都市計画局住宅室
すまいまちづくり課

京都市養正市営住宅事業用地（3・4・5号棟除却跡地）
時間貸し駐車場事業者募集に関する質問及び回答

Q 1 駐車場の直近5年間の売上・駐車時間ごとの出庫台数について、月ごとのデータ開示をお願い致します。

A 1 現仕様書では、事業者の報告内容について、第三者に開示することを定めていないため、開示できません。

Q 2 時間貸・駐輪場以外にカーシェアリングの設置は可能でしょうか。

A 2 カーシェアリング事業については、時間貸し駐車場事業としては想定していないため、設置できません。

Q 3 京都市と現事業者が所有しているフェンスの長さ・位置を明確にし、レイアウトや地図で範囲を示すことは可能でしょうか。

A 3 別紙を確認してください。

Q 4 照明、防犯カメラなどの設置位置を変更しても良いでしょうか。

A 4 可能です。

Q 5 コロナウィルスなど世界的情勢により駐車場の利用減少が起きたときに、使用料の協議の場は設けていただけますでしょうか。

A 5 仕様書の「4使用料（2）」に記載のとおり、京都市において使用物件を公用または公共用のために供する必要が生じ、使用許可を取消す場合等を除き、既納の使用料は還付しません。

Q 6 京都市の事業計画にて使用期間が短くなった場合に駐車場使用料の返金はございますでしょうか。

A 6 仕様書の「4使用料（2）」に記載のとおり、京都市において使用物件を公用または公共用のために供する必要が生じ、使用許可を取消す場合等、京都市の事業計画によって使用期間が短くなった場合は、既納の使用料は還付の対象となります。

Q 7 場内の一部に設ける駐輪場の運営管理業務を委託することは可能でしょうか。

A 7 可能です。運営管理業務を委託する場合は、事前に本市に承認を得てから実施してください。

Q 8 現行の運営事業者が整備を行ったものを継続して使用する場合、事前に本市の承認が必要となっているが、継続して使用した場合、修繕等を求められる箇所は現状ございますでしょうか。

A 8 仮に現事業者が整備を行ったものを継続して使用する場合、現状は修繕等を求める箇所はございません。

Q 9 過去二年間の売上・利用台数をご教示頂けますでしょうか。

A 9 現仕様書では、事業者の報告内容について、第三者に開示することを定めていないため、開示できません。

Q 10 精算機等駐車設備機器に御指定はございますでしょうか。

A 10 機器に関する指定はございません。

以上

Q 3 に対する回答

- 約 54m 本市が設置したフェンス
- 約 50m 現事業者が既存フェンスを改修したフェンス
- 約 39m 現事業者が事業を実施するに当たり新たに設置したフェンス

